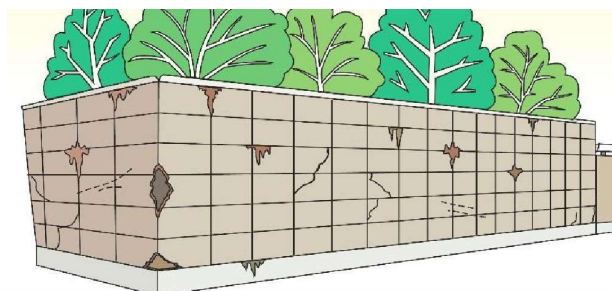


◆ブロック塀等除却費補助金◆



【補助制度の主な内容】

- 補助の対象となるブロック塀等（以下のいずれにも該当すること）
 - ・道路からの高さが1メートル以上のもの（土留め部分を除く）
 - ・道路及び公共施設等（国、地方公共団体が所有する公園や学校など）の敷地との境界から2メートル以内に平行に設置されたもの
 - ・自己点検（別紙参照）等による診断の結果において安全性に欠けるもの
 - ・一団の土地上の塀で過去に補助金の交付を受けていないもの
 - ・公共事業の補償対象でないもの
- 補助金の交付対象者（以下のいずれにも該当すること）
 - ・ブロック塀等の所有者（家屋に付属するブロック塀等の場合、当該家屋に居住し、補助金の交付を申請することについてブロック塀等の所有者の承諾を得た者。）
 - ・常滑市のすべての市税に滞納がない者
- 補助金額（上限 15 万円）

補助対象経費又は除却するブロック塀等の延長に1m当たり1万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の2分の1の額（1,000円未満は切り捨て）

※補助対象経費：対象のブロック塀等の除却工事費用から消費税等を除いた額

▲ 注意事項 ▲

- ・工事の契約および着手前に申請が必要です。契約後または工事後の申請では補助金を受けることが出来ません。
- ・工事完了日から 30 日以内（または2月末日） に、完了実績報告書を提出すること。
- ・確定額通知日から 30 日以内（または3月7日） に、交付請求書を提出すること。
- ・対象のブロック塀等の全てを除却する工事が補助対象であり、一部のみの除却は対象外です。

手続きの流れ

申請者

市（都市計画課）

